

資格毎に定める資格取得要件等

2026年9月

資格毎に定める新規取得・継続認定の要件及び資格認定後の取扱いの詳細については、各資格のページを参照してください。

当協会が認定している資格	資格の有効期間	資格認定（新規・継続）にあたり必要な検査等			従事するにあたり必要な教育・訓練			備考
		運転適性検査 (※印は新規認定時のみ)	医学適性検査 結果証明等	現場長 推薦	実作業 訓練	技能 確認	10条教育受講 [当協会主催教育名] ※3	
工事管理者（在来線）	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	—	—	10条（保守）在 又は 10条（運転・保守）在	
工事管理者（新幹線）	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	—	—	10条（保守）幹 又は 10条（運転・保守）幹	
軌道工事管理者（在来線）	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	—	—	10条（保守）在 又は 10条（運転・保守）在	
軌道工事管理者（新幹線）	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	—	—	10条（保守）幹 又は 10条（運転・保守）幹	
軌道作業責任者（在来線）	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	—	—	—	
軌道作業責任者（新幹線）	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	—	—	—	
軌道工事管理者（機械施工）（在来線）	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	—	—	10条（保守）在 又は 10条（運転・保守）在	
軌道工事管理者（機械施工）（新幹線）	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	—	—	10条（保守）幹 又は 10条（運転・保守）幹	
軌道機械操作者	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	○	—	—	
線路検修責任者（在来線）	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	—	—	10条（保守）在 又は 10条（運転・保守）在	
線路検修責任者（新幹線）	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	—	—	10条（保守）幹 又は 10条（運転・保守）幹	
土木検修責任者（在来線）	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	—	—	10条（保守）在 又は 10条（運転・保守）在	
土木検修責任者（新幹線）	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	—	—	10条（保守）幹 又は 10条（運転・保守）幹	
認定線路技術者（統括）	3年	—	—	—	—	—	—	※5
認定線路技術者	3年	—	—	—	—	—	—	※5
レール溶接作業責任者（EA）	3年	—	—	—	—	—	—	※5
レール溶接作業責任者（FB）	3年	—	—	—	—	—	—	※5
レール溶接作業責任者（GP）	3年	—	—	—	—	—	—	※5
レール溶接作業責任者（AT）	3年	—	—	—	—	—	—	※5
レール溶接技術者（EA）	3年	—	—	—	—	—	—	※5
レール溶接技術者（FB）	3年	—	—	—	—	—	—	※5
レール溶接技術者（GP）	3年	—	—	—	—	—	—	※5
レール溶接技術者（AT）	3年	—	—	—	—	—	—	※5
特殊運転者（MC）	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	○	—	—	
重機械運転者	3年	—	—	—	—	—	—	※5
列車見張員	1年	作業性検査	健康診断の写し [新規認定時のみ]	—	—	—	—	※4
踏切監視員（ロープ）	1年	作業性検査 識別性検査※	医学適性検査診断書 [第2種] ※1 ※2	—	—	—	10条（運転）踏切 又は 10条（運転・保守）在	
線閉責任者（在来線・一般）	3年	作業性検査 識別性検査※	医学適性検査診断書 [第3種] ※1	○	○	—	10条（運転・保守）在	
線閉責任者（在来線・一般）で 手続き区分「工臨」に従事する方	3年	作業性検査 識別性検査※	医学適性検査診断書 [第2種] ※1 ※2	○	○	—	10条（運転・保守）在	
線閉責任者（在来線・ATOS）	3年	作業性検査 識別性検査※	医学適性検査診断書 [第3種] ※1	○	○	—	10条（運転・保守）在	
線閉責任者（在来線・ATOS）で 手続き区分「工臨」に従事する方	3年	作業性検査 識別性検査※	医学適性検査診断書 [第2種] ※1 ※2	○	○	—	10条（運転・保守）在	
保守用車責任者（在来線）	3年	作業性検査 識別性検査※	医学適性検査診断書 [第3種] ※1	○	○	—	10条（運転・保守）在	
線閉責任者（新幹線）	3年	作業性検査 識別性検査※	医学適性検査診断書 [第3種] ※1	○	○	—	10条（運転・保守）幹	
ホームドア機械工事管理者	3年	作業性検査 識別性検査※	健康診断の写し [新規認定時のみ]	○	○	○	10条（保守）在 又は 10条（運転・保守）在	

※1 医学適性検査は毎年度に 1 回受検する必要があり、資格認定された年度の翌年度以降も当協会に各年の適性検査結果を送付し適性の確認を受ける必要があります。

※2 踏切監視員（ロープ）並びに線閉責任者（在来線・一般）及び線閉責任者（在来線・ATOS）の手続区分が「工臨」の者（医学適性検査第2種を受検する者）は、JR東日本直営医療機関の指定様式による。

※3 10条（運転）在・10条（運転）幹・10条（運転）踏切は「列車等の運転に直接関係する作業を行う係員」、10条（保守）在・10条（保守）幹は「施設の保守その他これに類する作業を行う係員」としての教育の受講が必要となります。

なお、「10条（運転・保守）」を受講することにより、「10条（運転）」と「10条（保守）」の両方を受講したことになります。現在、当協会では「10条（運転）」を実施していませんので、「10条（運転）」の受講が必要な方は「10条（運転・保守）」を受講してください。

※4 軌道保守工事・作業及びJR東日本が指定した一部の土木工事に従事する場合は、「特殊列車見張員」の認定が必要となります。

※5 運転適性検査を必要としない資格の有効期限は、「交付の日から3年後の年度末までの間」です。

- ・資格者は、デジタル資格認定証導入に伴い、資格認定証カードが不要となった場合には、適正に廃棄又は処分しなくてはならない。
- ・資格者は、デジタル資格認定証記載の所属会社に変更が生じた場合は、以下に示す場合を除き当協会にその都度届出なければならない。
 - ① 下請会社等から元請会社に一定期間出向する場合
 - ② 重機械運転者資格認定証の場合

(1) 工事管理者（在来線）

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		土木・建築等の工事経験※ ¹ 3年以上（営近工事1年以上を含む）の者。 ただし、年度末年齢19歳以上の者とする。		
		2級施工管理技士等に合格し、土木・建築等の工事経験2年以上（営近工事1年以上を含む）の者。ただし、年度末年齢19歳以上の者とする。		
		工事管理者（新幹線）の資格者で営近工事経験1年以上の者。		
		軌道工事管理者（在）または（幹）の資格者で、土木・建築等の工事経験2年以上（営近工事1年以上を含む）の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第B類	—※ ²
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

※¹ 土木・建築等の工事経験には、作業現場で従事した設計等（軌道検測、土木計測含）の経験も含む。

※² 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第B類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(2) 工事管理者（新幹線）

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		土木・建築等の工事経験※ ¹ 3 年以上（営近工事 [◎] 1 年以上を含む）の者。ただし、年度末年齢 19 歳以上の者とする。		
		2 級施工管理技士等に合格し、土木・建築等の工事経験 2 年以上(営近工事 [◎] 1 年以上を含む)の者。ただし、年度末年齢 19 歳以上の者とする。		
		工事管理者(在来線)の資格者で営近工事 [◎] 経験 1 年以上の者。		
		工事管理者(在)の資格者で、工事管理者として営近工事経験 1 年以上、かつ事前教育を受講した者。		
		軌道工事管理者(在)または(幹)の資格者で、土木・建築等の工事経験 2 年以上(営近工事 [◎] 1 年以上を含む)の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—※ ²
資格有効期間		運転適性検査実施日から 3 年間		

※¹ 土木・建築等の工事経験には、作業現場で従事した設計等（軌道検測、土木計測含）の経験も含む。

※² 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から 3 年間		

(3) 軌道工事管理者（在来線）

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		軌道工事経験 3 年以上(営近工事 1 年以上を含む)の者。ただし、年度末年齢 19 歳以上の者とする。		
		2 級施工管理技士等に合格し、軌道工事経験 2 年以上(営近工事 1 年以上を含む)の者。ただし、年度末年齢 19 歳以上の者とする。		
		軌道工事管理者(幹)の資格者で営近工事経験 1 年以上の者。		
		工事管理者(在)または(幹)の資格者で軌道工事 2 年以上(営近工事 1 年以上を含む)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—※
資格有効期間		運転適性検査実施日から 3 年間		

※ 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
		旧「軌道工事管理者（限定）（在来線）」の資格者で、軌道工事経験 3 年以上(営近工事 1 年以上を含む)の者。 ただし、年度末年齢 19 歳以上の者とする。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から 3 年間		

(4) 軌道工事管理者（新幹線）

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		軌道工事経験 3 年以上(営業線軌道工事 1 年以上を含む)の者。ただし、年度末年齢 19 歳以上の者とする。		
		2 級施工管理技士等に合格し、軌道工事 2 年以上(営業線軌道工事（新幹線） 1 年以上を含む)の者。ただし、年度末年齢 19 歳以上の者とする。		
		軌道工事管理者(在)の資格者で、営業線軌道工事（新幹線）の経験 1 年以上の者。		
		軌道工事管理者(在)の資格者で、軌道工事管理者として営近工事経験 1 年以上、かつ事前教育を受講した者。		
		工事管理者(在)または(幹)の資格者で、軌道工事経験 2 年以上（営業線軌道工事（新幹線） 1 年以上を含む）の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—※
資格有効期間		運転適性検査実施日から 3 年間		

※ 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
		旧「軌道工事管理者（限定）（新幹線）」の資格者で、軌道工事経験 3 年以上(営近工事 1 年以上を含む)の者。ただし、年度末年齢 19 歳以上の者とする。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から 3 年間		

(5) 軌道作業責任者（在来線）

① 新規取得要件等

資格取得要件		軌道工事経験 3 年以上の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—※
資格有効期間		運転適性検査実施日から 3 年間		

※ 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から 3 年間		

(6) 軌道作業責任者（新幹線）

① 新規取得要件等

経験年数等		軌道工事経験 3 年以上（軌道工事幹 1 年以上を含む）の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—※
資格有効期間		運転適性検査実施日から 3 年間		

※ 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から 3 年間		

(7) 軌道工事管理者(機械施工) (在来線)

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		自動車運転免許証及び「軌道機械操作者」資格を所持し、「軌道機械操作者」として実務経験3年以上の者。ただし、年度末年齢19歳以上の者とする。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第B類	—※
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

※ 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		自動車運転免許証及び当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第B類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(8) 軌道工事管理者(機械施工)(新幹線)

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを 満たすこと)		自動車運転免許証及び「軌道機械操作者」資格を所持し、「軌道機械操作者」として実務経験3年以上(軌道工事幹1年以上を含む)の者。		
		「軌道工事管理者(機械施工)」資格を所持し、軌道工事管理者(機械施工)として軌道工事従事経験1年以上、かつ事前教育を受講した者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第B類	—※
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

※ 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		自動車運転免許証及び当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第B類	第3種
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(9) 軌道機械操作者

① 新規取得要件等

経験年数等		自動車運転免許証及び「特殊運転者（MC）」資格を所持し、かつMCの運転実務経験を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	○	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第B類	—※
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

※ 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

【認定証を取得した後に実施する事項】

〔実作業訓練について〕

- 資格認定後、所属する会社において従事する作業内容（MTT（フロントオペ、リアオペ）、BR）毎に実作業訓練及び技能確認を実施した後で、工事に従事してください。
- 技能確認を修了した後、「軌道機械操作者技能確認チェックリスト」をJR東日本の保線技術ユニットマネージャー等に提出して承認を受けてください。
- 次の場合、所属する会社において必要な教育・訓練を行ってから工事に従事してください。
 - 在来線で実作業訓練及び技能確認を行った者が、初めて新幹線の工事に従事する場合
 - 新幹線で実作業訓練及び技能確認を行った者が、初めて在来線の工事に従事する場合
 - 新たな種類の機械に従事する場合（L-MTTに従事していた者がSW-MTTに従事する場合や異なるメーカー機種への従事等）。
- 所属する会社で新しい機種のMTT等を導入した場合は、そのMTT等を初めて実作業に使用する前に、その機種に精通したものが指導する講習会（構造、機能、異常時の取扱い、実技を含む）を受講しなければなりません。講習会の実施記録については、所属する会社において作成・保管し、JR東日本の求めに応じて提出してください。

② 継続認定要件等

所持資格等		自動車運転免許証及び当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第B類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(10) 線路検修責任者（在来線）

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		線路検修工事経験 2 年以上の者。ただし、年度末年齢 19 歳以上の者。		
		線路検修責任者(幹)の資格者で、線路検修工事経験を有する者。		
		軌道工事管理者(在)の資格者で、軌道工事経験 2 年以上の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—※
資格有効期間		運転適性検査実施日から 3 年間		

※ 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から 3 年間		

(11) 線路検修責任者（新幹線）

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		線路検修工事経験 2 年以上(線路検修幹 1 年以上を含む)の者。 ただし、年度末年齢 19 歳以上の者。		
		線路検修責任者(在)の資格者で、線路検修工事幹経験を有する者。		
		軌道工事管理者(幹)の資格者で、軌道工事幹経験 2 年以上の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—※
資格有効期間		運転適性検査実施日から 3 年間		

※ 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から 3 年間		

(12) 土木検修責任者（在来線）

① 新規取得要件等

経験年数等		1 級土木施工管理技士等に合格した者で、営近工事 2 年以上の経験を有する者。		
		土木検修責任者（新幹線）の資格者で工事管理者（在）資格を取得した者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—※
資格有効期間		運転適性検査実施日から 3 年間		

※ 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から 3 年間		

(13) 土木検修責任者（新幹線）

① 新規取得要件等

経験年数等		1 級土木施工管理技士等に合格した者で、営近工事 2 年以上の経験を有する者。		
		土木検修責任者（在来線）の資格者で工事管理者（幹）資格を取得した者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—※
資格有効期間		運転適性検査実施日から 3 年間		

※ 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第 B 類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から 3 年間		

(14) 認定線路技術者（統括）

① 新規取得要件等

経験年数等		「軌道工事管理者（在来線）」及び「線路検修責任者（在来線）」の資格を有し、営業線工事保安関係標準仕様書（在来線）における「軌道工事管理者」又は線路検修工事標準仕様書（在来線）における「線路検修責任者」の従事経験が通算して7年以上の者。		
		「認定線路技術者」、「軌道工事管理者（在来線）」及び「線路検修責任者（在来線）」の資格を有し、営業線工事保安関係標準仕様書（在来線）における「軌道工事管理者」又は線路検修工事標準仕様書（在来線）における「線路検修責任者」又は「線路技術者」の従事経験が通算して7年以上の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、 交付の日から3年後の年度末までの間 （但し、「軌道工事管理者（在来線）」及び「線路検修責任者（在来線）」の有効期間内に限る）		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	—	—	—
資格有効期間		有効期間は、 交付の日から3年後の年度末までの間 （但し、「軌道工事管理者（在来線）」及び「線路検修責任者（在来線）」の有効期間内に限る）		

(15) 認定線路技術者

① 新規取得要件等

経験年数等		「軌道工事管理者（在来線）」及び「線路検修責任者（在来線）」の資格取得要件を満たしている者。※		
		「軌道工事管理者（在来線）」及び「線路検修責任者（在来線）」の資格を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、 交付の日から3年後の年度末までの間 （但し、「軌道工事管理者（在来線）」及び「線路検修責任者（在来線）」の有効期間内に限る）		

※ 「軌道工事管理者（在来線）」、「線路検修責任者（在来線）」の資格を同時に認定する。

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	—	—	—
資格有効期間		有効期間は、 交付の日から3年後の年度末までの間 （但し、「軌道工事管理者（在来線）」及び「線路検修責任者（在来線）」の有効期間内に限る）		

(16) レール溶接作業責任者（E A）

① 新規取得要件等

経験年数等		「レール溶接技術者資格認定証」を取得後、過去3年以上にわたる継続的なレール溶接技術者（E A）としての実務経験を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年後の年度末までの間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年後の年度末までの間		

(17) レール溶接作業責任者（F B）

① 新規取得要件等

経験年数等		「レール溶接技術者資格認定証」を取得後、過去３年以上にわたる継続的なレール溶接技術者（F B）としての実務経験を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から３年後の年度末までの間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から３年後の年度末までの間		

(18) レール溶接作業責任者（G P）

① 新規取得要件等

経験年数等		「レール溶接技術者資格認定証」を取得後、過去3年以上にわたる継続的なレール溶接技術者（G P）としての実務経験を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年後の年度末までの間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年後の年度末までの間		

(19) レール溶接作業責任者（ＡＴ）

① 新規取得要件等

経験年数等		「レール溶接技術者資格認定証」を取得後、過去３年以上にわたる継続的なレール溶接技術者（ＡＴ）としての実務経験を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から３年後の年度末までの間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から３年後の年度末までの間		

(20) レール溶接技術者（E A）

① 新規取得要件等

経験年数等		労働安全衛生法に規定する下記の資格を有する者 ・ ガス溶接技能講習を修了した者 ・ 研削砥石に係わる特別教育を受講した者 ・ アーク溶接等に係わる特別教育を受講した者		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年後の年度末までの間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
		レール溶接作業責任者（E A）資格を有する者（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年後の年度末までの間		

(21) レール溶接技術者（F B）

① 新規取得要件等

経験年数等		労働安全衛生法に規定する下記の資格を有する者 ・ ガス溶接技能講習を修了した者 ・ 研削砥石に係わる特別教育を受講した者		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年後の年度末までの間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
		レール溶接作業責任者（F B）資格を有する者（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年後の年度末までの間		

(22) レール溶接技術者（G P）

① 新規取得要件等

経験年数等		労働安全衛生法に規定する下記の資格を有する者 ・ ガス溶接技能講習を修了した者 ・ 研削砥石に係わる特別教育を受講した者		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年後の年度末までの間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
		レール溶接作業責任者（G P）資格を有する者（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年後の年度末までの間		

(23) レール溶接技術者（A T）

① 新規取得要件等

経験年数等		労働安全衛生法に規定する下記の資格を有する者 ・ ガス溶接技能講習を修了した者 ・ 研削砥石に係わる特別教育を受講した者		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年後の年度末までの間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
		レール溶接作業責任者（A T）資格を有する者（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年後の年度末までの間		

(24) 特殊運転者（MC）

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		自動車運転免許証を有する者。 JR 東日本または JR 他社において、在来線または新幹線の軌道モーターカーによる車両の牽引の実務経験を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○※1	○※	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第B類	—※2
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

※1 資格取得要件で「自動車運転免許証を有する者。」として受講する場合のみ適用。

※2 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

【認定証を取得した後に実施する事項】

〔実作業訓練について〕

- ・ 初めて在来線において作業に従事する場合、または初めて新幹線において作業に従事する場合は、十分な経験を有する資格者の下で、それぞれ3回以上の実作業訓練を行った上で従事して下さい。
- ・ 初めて運転する機種で作業に従事する場合は、その機種に精通したものが指導する講習会（構造、機能、異常時の取扱い、実技を含む）を受講しなければなりません。講習会の実施記録については、資格者が所属する会社において作成・保管し、JR 東日本の求めに応じて提出してください。

② 継続認定要件等

所持資格等		自動車運転免許証及び当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第B類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(25) 重機械運転者

① 新規取得要件等

経験年数等		工事用重機械に関する運転免許証等※を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年後の年度末までの間		

※ 道路交通法に定める運転免許証及び安衛法に定める運転免許、技能講習修了証、特別教育修了証をいう。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年後の年度末までの間		

(26) 列車見張員

① 新規取得要件等

経験年数等		特になし			
講習会	講習・訓練	講習会		実技訓練	
	適用	○		○	
検査	検査名称	学力検査	実技検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	第B類	—※
資格有効期間		有効期間は、運転適性検査基準日から1年間とする。			

※ 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

【認定証を取得した後に実施する事項】

[列車見張員が軌道保守工事等に従事する場合の取扱い]

- ・ 列車見張員として当協会が認定した従事員が、軌道保守工事・作業及びJRが指定した一部の土木工事に従事する場合は、「特殊列車見張員」の認定が必要です。
- ・ 特殊列車見張員資格の認定は、請負会社より推薦された者に対し、JR東日本の契約責任者または**技術ユニット長**等が行います。この際、過去1年間の従事経験又は実作業訓練の有無を確認します。
- ・ 特殊列車見張員の資格は、列車見張員の資格を有する者のうち、過去1年の間で列車見張業務に従事した経験がある者、あるいは軌道作業員の列車見張員資格の新規取得者で3回以上の実作業訓練（請負会社の特殊列車見張員と実作業に従事して指導を受ける）を経験していることが必要となります。
- ・ 特殊列車見張員の有効期間は列車見張員資格の有効期間となります。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）			
講習会	講習・訓練	講習会		実技訓練	
	適用	○		○	
検査	検査名称	学力検査	実技検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	第B類※	—
資格有効期間		有効期間は交付の日から1年間とする。 （運転適性検査を実施した場合は、その日から1年間とする。）			

※ 運転適性検査は1回/3年とする。

(27) 踏切監視員（ロープ）

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		列車見張員資格取得後、営近工事経験 1 年以上の者。			
		列車見張員資格取得後、列車見張員として営近工事で 1 年間に 20 回以上の従事経験がある者。			
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練		
	適用	○	○		
検査	検査名称	学力検査	実技検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	第 B 類	第 2 種
資格有効期間		有効期間は、運転適性検査基準日から 1 年間とする。			

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)			
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練		
	適用	○	○		
検査	検査名称	学力検査	実技検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	第 B 類※	第 2 種
資格有効期間		有効期間は交付の日から 1 年間とする。 (運転適性検査を実施した場合はその日から 1 年間とする)			

※ 運転適性検査は 1 回/3 年とする。

(28) 線閉責任者（在来線・一般）又は線閉責任者（在来線・A T O S）

① 新規取得要件等

経験年数等		列車見張員資格を取得後、営近工事経験2年以上かつその間における列車見張員としての従事経験が毎年4回以上の者。ただし、年度末年齢19歳以上の者。				
講習会	講習・訓練	講習会		実技訓練		選考試験※ ¹
	適用	○		○		○
検査	検査名称	学力検査	実技検査	実作業検定試験※ ²	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	○	第B類	第3種 (第2種※ ³)
資格有効期間		有効期間は、運転適性検査基準日から3年間				

※1 資格申請にあたり JR 東日本社員による選考試験と推薦を必要とします。

※2 資格認定証の新規取得時は、取扱いを限定した資格として認定証（限定）を交付します。線閉責任者として従事するためには、「線閉」、「軌陸」、「保作」、「工臨」の手続き区分ごとに定められた回数の実作業の訓練を行った後、JR 東日本社員が検定し、合格しなければなりません。

※3 「工臨」の手続き区分で従事する者は、運転適性検査の第B類・医学適性検査の第2種の受検が必要となります。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	選考試験※ ¹
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第B類	第3種 (第2種※ ²)
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

※1 継続申請にあたり JR 東日本社員による選考試験と推薦を必要とします。

※2 「工臨」の手続き区分で従事する者は、運転適性検査の第B類・医学適性検査の第2種の受検が必要となります。

(29) 保守用車責任者（在来線）

① 新規取得要件等

経験年数等		線閉責任者（在来線・一般）又は線閉責任者（在来線・ATOS）の資格を保有しており、在来線の線閉責任者としての従事経験が3回以上の者			
講習会	講習・訓練	講習会（学力検査のみ）	実技訓練	選考試験 ^{※1}	
	適用	○	○	○	
検査	検査名称	学力検査 ^{※2}	実作業検定試験 ^{※3}	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	第B類	第3種
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間（但し、「線閉責任者（在来線・一般）」または「線閉責任者（在来線・ATOS）」の有効期限内に限る）			

※1 資格申請にあたり JR 東日本社員による選考試験と推薦を必要とします。

※2 学力検査の出題範囲は【補足説明】を参照してください。

※3 資格認定証の新規取得時は、取扱いを限定した資格として認定証（限定）を交付します。保守用車責任者として従事するためには、「軌陸」、「MC」の手続き区分ごとに定められた回数の実作業の訓練を行った後、JR 東日本社員が検定し、合格しなければなりません。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会※1	実技訓練	選考試験※2
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第B類	第3種
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間（但し、「線閉責任者（在来線・一般）」または「線閉責任者（在来線・ATOS）」の有効期限内に限る）		

※1 講習会は線閉責任者（在来線・一般）・線閉責任者（在来線・ATOS）と同時に申込が必要です。

※2 継続申請にあたり JR 東日本社員による選考試験と推薦を必要とします。

(30) 線閉責任者（新幹線）

① 新規取得要件等

経験年数等		列車見張員資格を取得後、営近工事又は営近工事幹経験2年以上かつその間に列車見張員としての従事経験が毎年4回以上の者。ただし、年度末年齢19歳以上の者。				
講習会	講習・訓練	講習会		実技訓練		選考試験 ^{※1}
	適用	○		○		○
検査	検査名称	学力検査	実技検査	実作業検定試験 ^{※2}	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	○	第B類	第3種
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間				

※1 資格申請にあたり JR 東日本社員による選考試験と推薦を必要とします。

※2 資格認定証の新規取得時は、取扱いを限定した資格として認定証（限定）を交付します。線閉責任者として従事するためには、「線閉」、「保車」、「信停」の手続き区分ごとに定められた回数の実作業の訓練を行った後、JR 東日本社員が検定し、合格しなければなりません。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	選考試験※
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第B類	第3種
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

※ 継続申請にあたり JR 東日本社員による選考試験と推薦を必要とします。

【補足説明】

(1) 現場選考試験（※線閉責任者資格及び保守用車責任者資格）

線閉責任者資格[線閉責任者（在来線・一般）、線閉責任者（在来線・ATOS）、線閉責任者（新幹線）]及び保守用車責任者資格については、資格申請にあたり、JR 東日本の**技術ユニット長等**による推薦を必要とし、推薦にあたっては現場選考試験を行うこととしています。資格取得の流れについて別紙1～別紙5を参照してください。

資格申請者又はその所属会社は、別に指定する様式（JR 東日本の**技術ユニット等**より受領）を推薦書として、資格認定講習会の申請書に添えて当協会に提出してください。

(2) 実作業訓練

線閉責任者資格[線閉責任者（在来線・一般）、線閉責任者（在来線・ATOS）、線閉責任者（新幹線）]及び保守用車責任者資格については、実作業検定試験を義務付けた認定証（限定）の交付を行います。認定証（限定）の交付を受けた資格者は、実作業訓練を経て、実作業検定試験の合格をもって、認定証の限定が解除されることとし、それまでは単独で当該業務に従事することができません。

実作業訓練は、所属する会社の経験豊富な資格者の指導の下で行うこととし、訓練は限定資格者の所属会社が自主的に計画して実施し、その実績を所定の用紙に記載して下さい。また、実作業検定試験については、資格者の所属する会社の申請により、JR 東日本が実施します。

[新たに手続き区分を限定解除する場合]

【線閉責任者（在来線・一般）】

手続き区分	限定資格取得後1年以内	限定資格取得後1年以降
線閉	2回以上(紙※5)	3回以上(紙※5)
軌陸※1※3	2回以上※2(紙※5)	3回以上※2(紙※5)
保作	2回以上(紙※5)	3回以上(紙※5)
工臨※4	1回以上(紙※5)	1回以上(紙※5)

【線閉責任者（在来線・ATOS）】※7

手続き区分	限定資格取得後1年以内	限定資格取得後1年以降
線閉	3回以上（うちATOS 2回以上）※6	
軌陸※1※3	3回以上（うちATOS 2回以上）※2※6	
保作	3回以上（うちATOS 2回以上）※6	
工臨※4	1回以上（うちATOS 1回以上）※6	

- ※1 「軌陸」を限定解除出来るのは「線閉」の限定解除を受けた者に限ります。なお、「線閉」の実作業検定試験と同時に「軌陸」の実作業検定試験を行い、同時に限定解除を行うことができます。
- ※2 「軌陸」の実作業訓練は、軌陸車を用いる作業等の線路閉鎖工事手続で実施してください。なお「軌陸」の実作業訓練の実績は、「線閉」の実作業訓練の回数に含めて構いません。また実作業訓練に加え、保守用車教育及び異常時教育を受けてください(異常時教育は過去1年以内の実績があれば省略可)。
- ※3 保守用車責任者（在来線）資格を有し、保守用車責任者「軌陸」又は「MC」の限定解除を行った者は、線閉責任者「軌陸」の実作業訓練及び実作業検定試験を省略することができます。
- ※4 「工臨」を限定解除出来るのは「線閉」の限定解除を受けた者に限ります。
- ※5 「紙」は線閉・保守作業システム及び線閉受付支援システムの使用を含みます。
- ※6 ATOSのみで実作業訓練を行った者が、初めて紙線閉に従事する場合は、事前に紙線閉による実作業訓練を1回以上実施してください。
- ※7 線閉責任者（在来線・一般）の業務にのみ従事する場合の実作業訓練は、線閉責任者（在来線・一般）の取扱いによります。

【線閉責任者（新幹線）】

手続き区分	限定資格取得後 1 年以内	限定資格取得後 1 年以降
線閉	2 回以上	3 回以上
保車※ 1	2 回以上	3 回以上
信停	2 回以上	3 回以上

- ※ 1 「保車」の者は、実作業訓練に加え脱線復旧訓練、異常時教育を受けて下さい。（過去 1 年以内の実績があれば省略可）。

【保守用車責任者（在来線）】

手続き区分	限定資格取得後 1 年以内	限定資格取得後 1 年以降
軌陸	3 回以上※ 2	
MC※ 1	3 回以上※ 3	

- ※ 1 「MC」を限定解除出来るのは「軌陸」を限定解除した者に限ります。なお、「軌陸」の実作業検定試験と同時に「MC」の実作業検定試験を行い、同時に限定解除を行うことができます。
- ※ 2 「軌陸」の実作業訓練は、保守用車又は線路点検車を用いる作業等の保守用車使用手続で実施してください。
- ※ 3 「MC」の実作業訓練は、保守用車（軌陸車を除く）を用いる作業等の保守用車使用手続で実施してください。なお、「MC」の実作業訓練の実績は、「軌陸」の実作業訓練の回数に含めて構いません。
- ※ 4 紙線閉（線閉・保守作業システム含む）のみで実作業訓練を行った者が、初めて ATOS 区間での保守用車責任者に従事する場合は、ATOS の取扱いに関する教育を行った上で、事前に ATOS による実作業訓練を 2 回以上実施して下さい。また、ATOS のみで実作業訓練を行った者が、初めて ATOS 区間外で保守用車責任者に従事する場合は、事前に紙線閉（線閉・保守作業システム含む）による実作業訓練を 2 回以上実施して下さい。

○ 安全対策として必要な実作業訓練

限定解除後、過去 1 年間にいずれの手続き区分にも従事した実績が無い場合の取扱いは次によります。

【線閉責任者】

「線閉」（在幹）・「保車」（幹）・「軌陸」（在）・「保作」（在）・「信停」（幹）のいずれかの手続き区分について、合わせて 3 回以上の実作業訓練を行ってください。ただし、今後直近で従事する予定の手続き区分は、必ず 1 回以上、実作業訓練を行う必要があります。（線閉責任者（一般・在来線）及び線閉責任者（ATOS・在来線）は、過去 1 年間に保守用車責任者（在来線）としての従事実績が有る場合は、実作業訓練を行う必要はありません。）

【保守用車責任者】

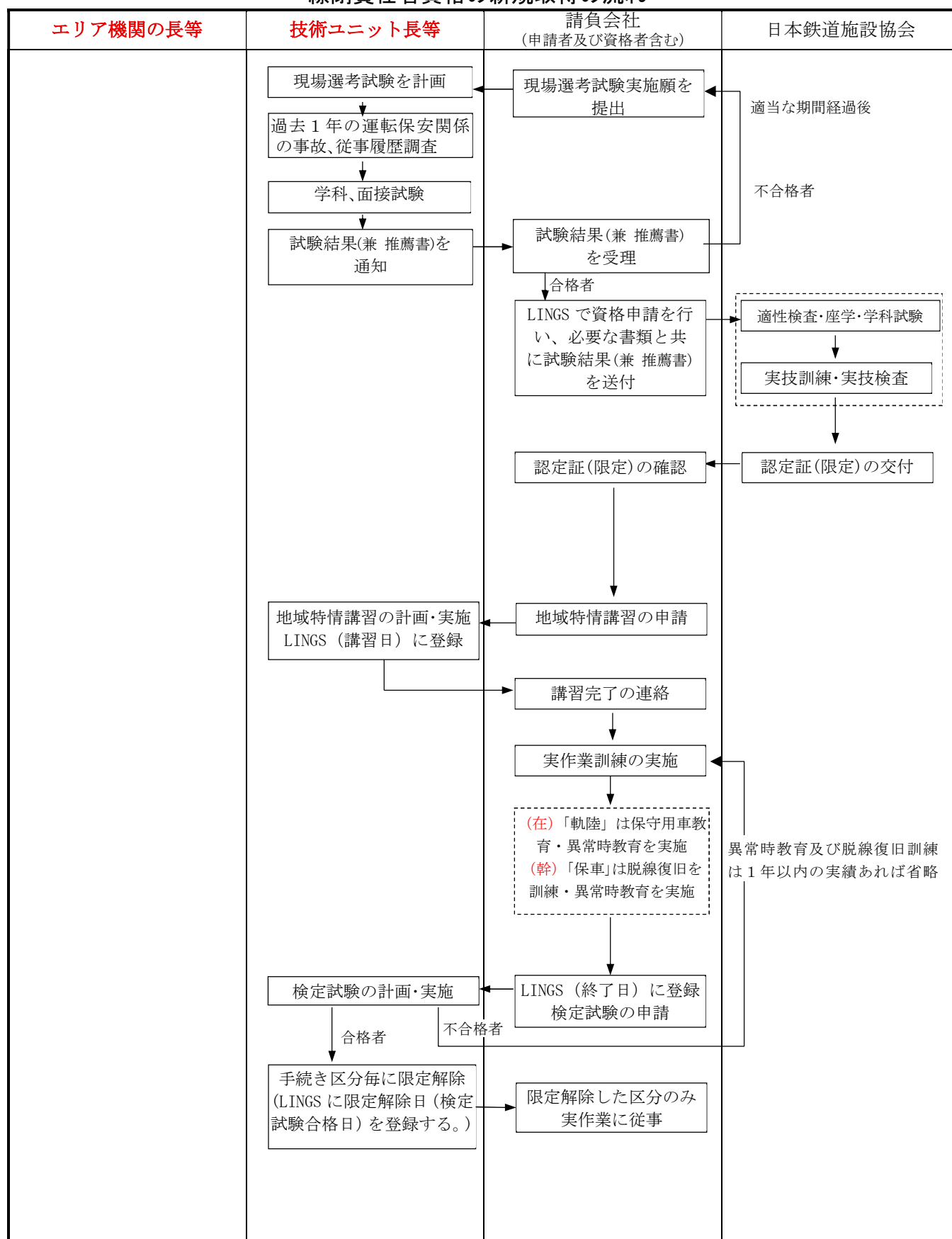
「軌陸」・「MC」のいずれかの手続き区分について、合わせて 3 回以上の実作業訓練を行ってください。ただし、過去 1 年以内に線閉責任者として従事した実績が有る場合は、必要な実作業訓練を 1 回以上とします。

(3) 保守用車責任者（在来線）の学力検査

保守用車責任者（在来線）の新規取得時に講習会は実施せず、学力検査の結果により資格認定を行います。学力検査の出題範囲は次のとおりです。

項 目	内 容
保守用車使用に関する基礎知識	・ 保守用車の定義 ・ 保守用車責任者の責務・任務 ・ 保守用車責任者として従事するために必要な資格・教育・訓練 ・ 保守用車使用時の施工体制 ・ 保守用車の走行速度、車両のけん引、踏切を通過する場合の取扱い ・ 保守用車による車両入換の方法 ・ 保守用車群（軌陸車群）相互の間隔等 ・ 線路閉鎖手続による保守用車使用（保守用車使用手続（規程）第 33 条）
作業計画に必要な知識	・ 線閉申込・保守用車使用申込ルール ・ 当該線・隣接線防護の取扱い ・ 軌陸車載線時の取扱い ・ 保守用車の絶縁・短絡走行の取扱い
作業当日の取扱い	・ 保守用車使用に着手するときの取扱い ・ 保守用車を移動する場合の取扱い ・ 保守用車使用を終了するときの取扱い ・ 二重安全措置の取扱い ・ 横取装置の取扱い ・ 触車事故防止・傷害事故防止
異常時対応	・ S B S 無線の取扱い ・ 異常時のブレーキの取扱い方法 ・ レスキュー体制 ・ 応急復旧装置の配備・油漏れ対策
その他	・ 最近（過去 3 年間程度）の保守用車に関わる事故事象の原因及び対策

線閉責任者資格の新規取得の流れ

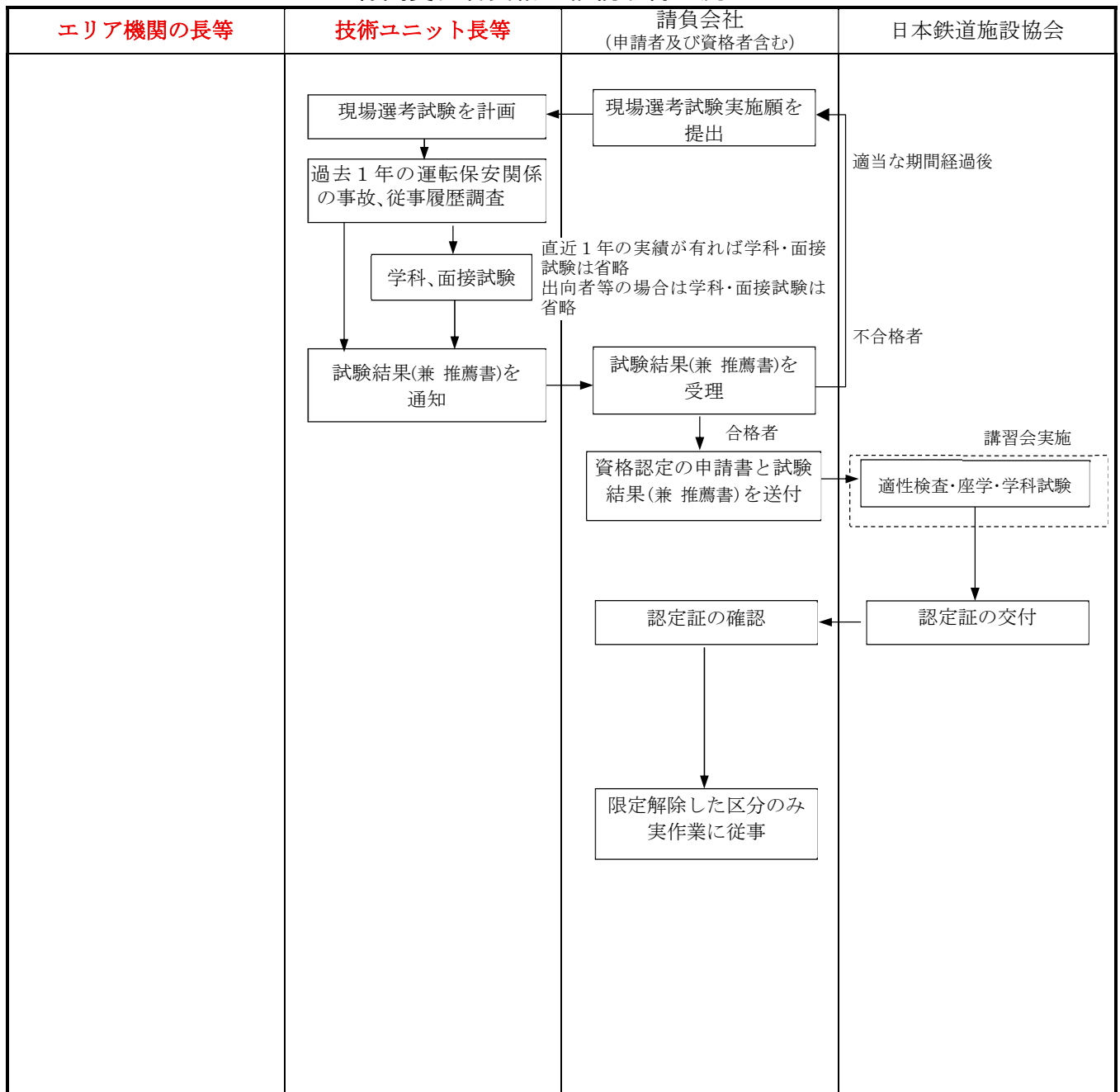


※ 限定が解除されていない手続区分(線閉(在幹)、軌陸(在)、保車(幹)、保作(在)、工臨(在)、信停(幹))について限定を解除する場合は、その手続区分についてそれぞれ実作業訓練を実施し、実作業検定試験に合格しなければ従事できません。

※ 「適当な期間」とは、概ね3か月程度です。

※ 異常時教育とは営業線工事保安関係標準仕様書(在来線) I-3-10 (1)保守用車事故防止の教育等①保守用車責任者向け異常時取扱い教育に定める内容と同様の教育をいいます。

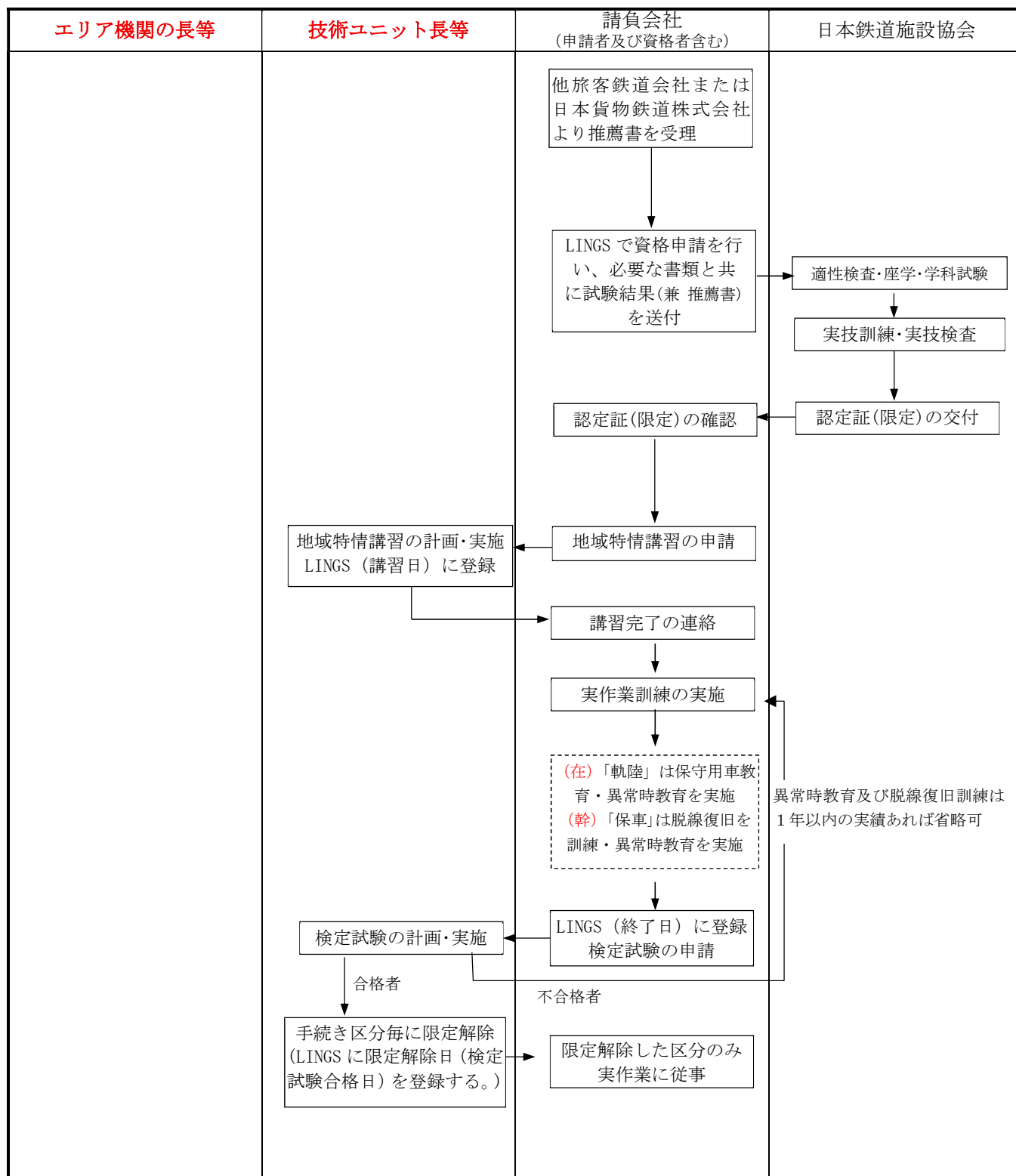
線閉責任者資格の継続取得の流れ



※ 継続申請前から既に限定解除している手続区分については、限定解除時に LINGS に登録した手続区分が継続認定後に発行される認定証に表示されます

※ 「適当な期間」とは、概ね3か月程度です。

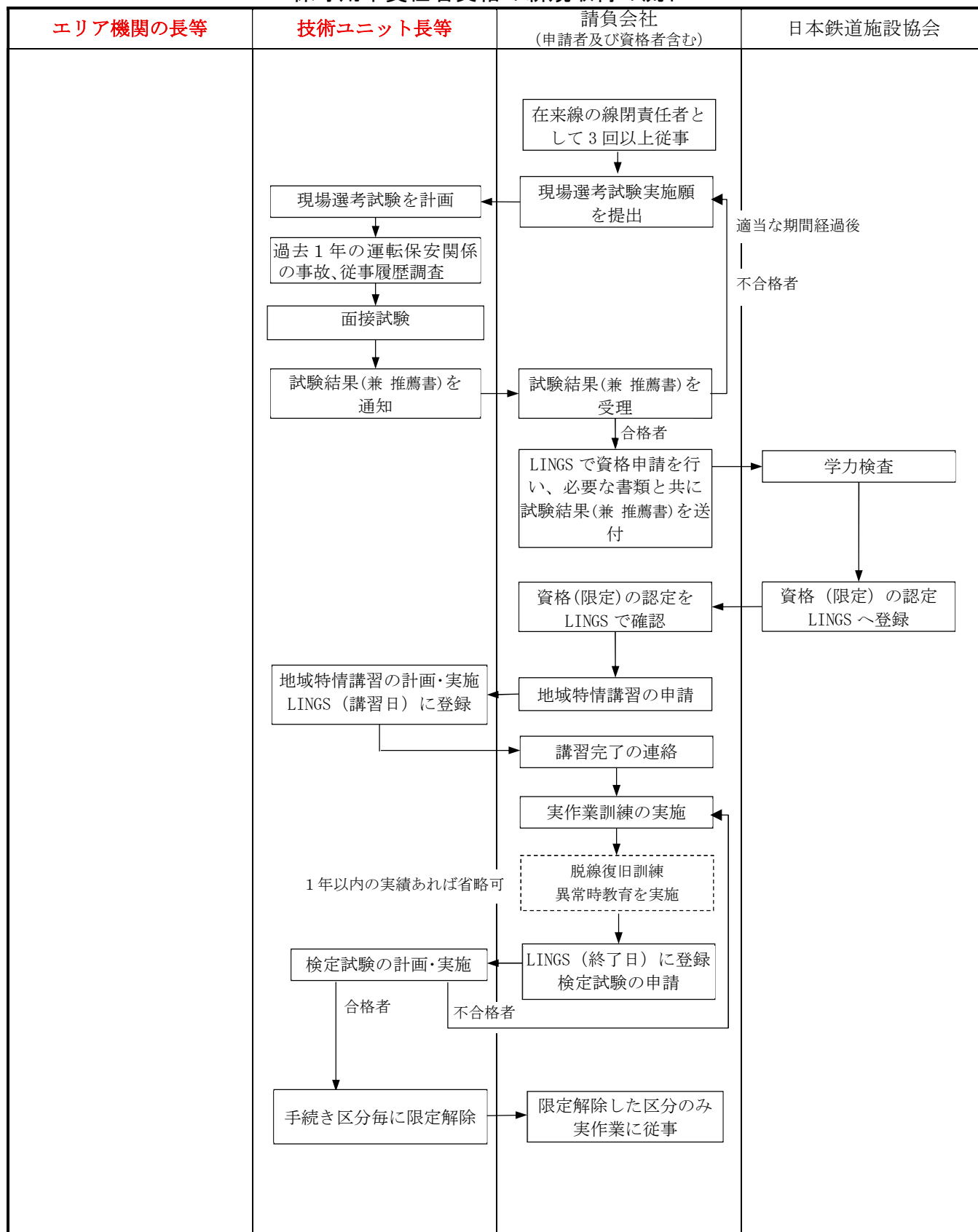
線閉責任者資格の継続取得の流れ（他旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社からの出向者・再就職者）



※ 限定が解除されていない手続区分（線閉、保車、軌陸、保作、工臨、信停）について限定を解除する場合は、その手続区分についてそれぞれ実作業訓練を実施し、実作業検定試験に合格しなければ従事できません。

※ 異常時教育とは営業線工事保安関係標準仕様書（在来線）I-3-10 (1)保守用車事故防止の教育等①保守用車責任者向け異常時取扱い教育 に定める内容と同様の教育をいいます。

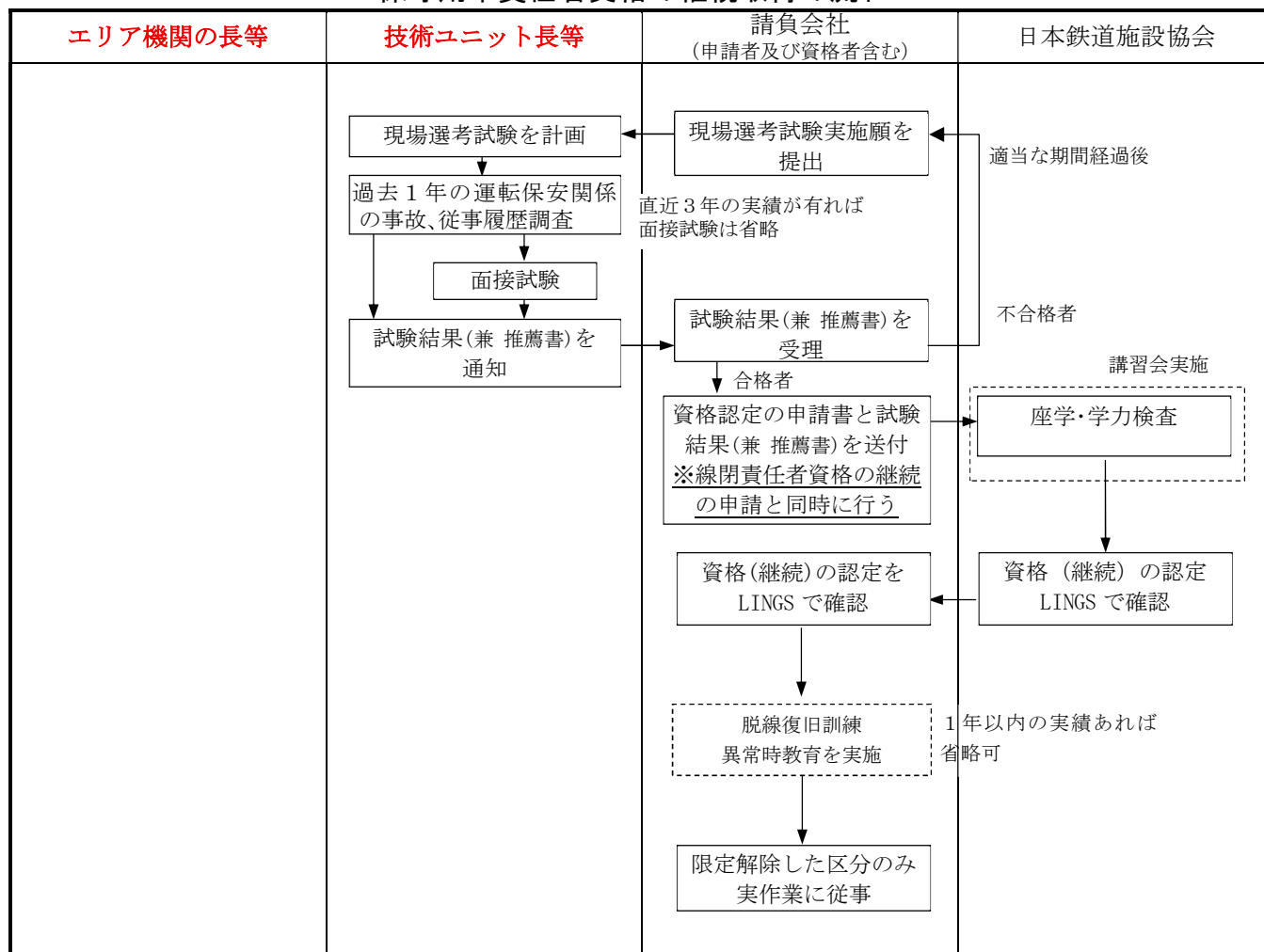
保守用車責任者資格の新規取得の流れ



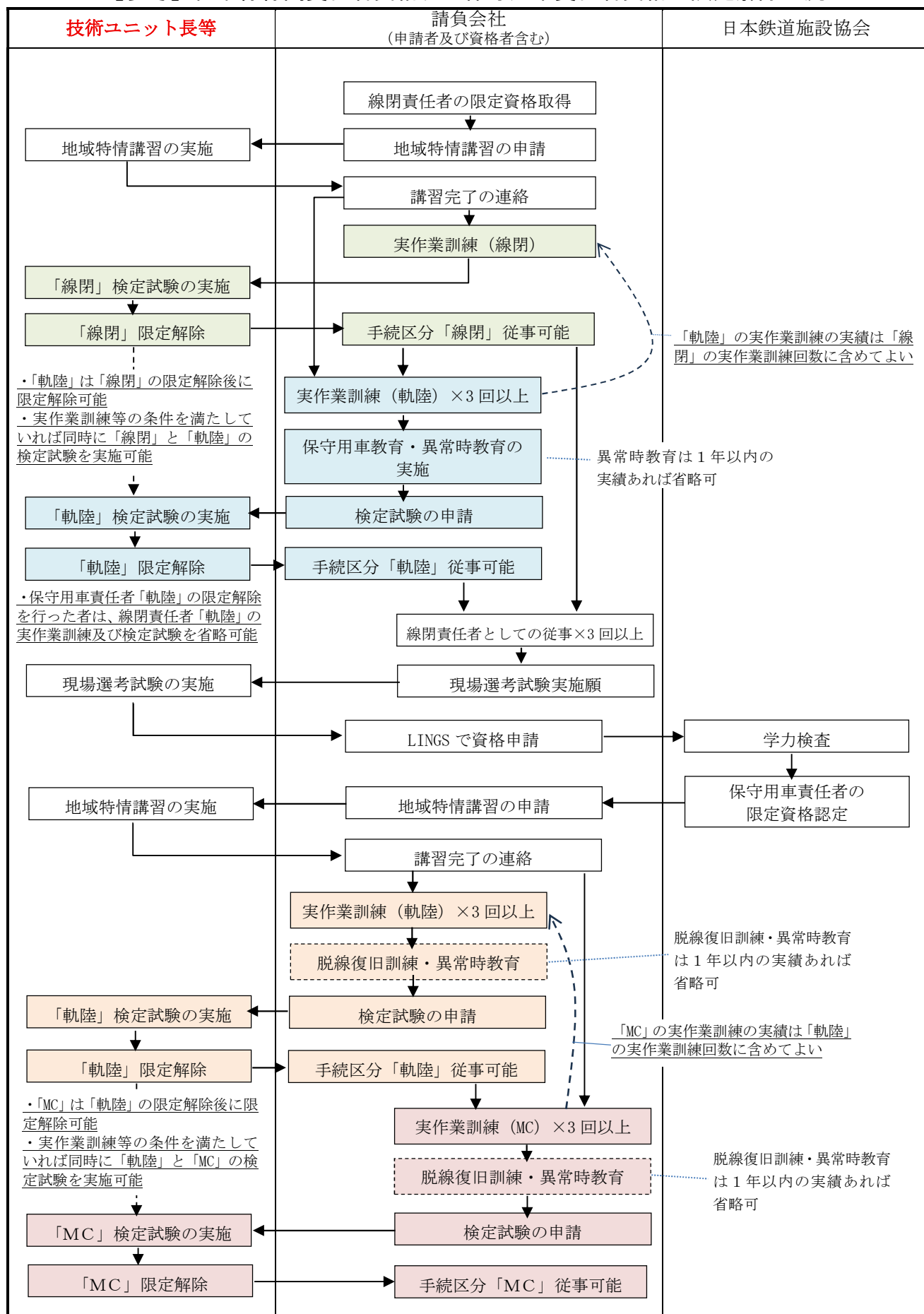
※ 「適当な期間」とは、概ね3か月程度です。

※ 異常時教育とは営業線工事保安関係標準仕様書(在来線) I-3-10 (1)保守用車事故防止の教育等①保守用車責任者向け異常時取扱い教育に定める内容と同様の教育をいいます。

保守用車責任者資格の継続取得の流れ



【参考】在来線線閉責任者資格及び保守用車責任者資格の限定解除の流れ



※限定解除の詳細についてご不明の点はJ R 東日本の**技術ユニット等**にお問合せください。

(31) ホームドア機械工事管理者

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		土木・建築等の工事経験 2 年以上、かつホームドア機械新設の工事経験 6 か月（営近工事 1 年以上を含む）の者。			
		大学等の修了者で土木・建築等の工事経験 1 年以上、かつホームドア機械新設の工事経験 6 か月（営近工事 1 年以上を含む）の者。			
講習会	講習・訓練	受講前教育		講習会	
	適用	○		○	
検査	検査名称	学力検査	実作業検定試験※2	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	第 B 類	—※3
資格有効期間		有効期間は、運転適性検査基準日から 3 年間			

※1 新規申請にあたり JR 東日本社員による選考試験と推薦を必要とします。

※2 実作業検定試験については、【補足説明】を参照してください。

※3 新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）			
講習会	講習・訓練	講習会		選考試験※1	
	適用	○		○	
検査	検査名称	学力検査	実作業検定試験※2	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	第 B 類	—
資格有効期間		有効期間は、継続認定に伴う運転適性検査基準日から 3 年間			

※1 継続申請にあたり JR 東日本社員による選考試験と推薦を必要とします。

※2 実作業検定試験については、【補足説明】を参照してください。

【補足説明】

(1) 現場選考試験について（※ホームドア機械工事管理者資格）

ホームドア機械工事管理者については、資格申請にあたり、JR 東日本の**技術ユニット長等**による推薦を必要とし、推薦にあたっては現場選考試験を行うこととしています。資格取得の流れについて別紙6・別紙7を参照してください。

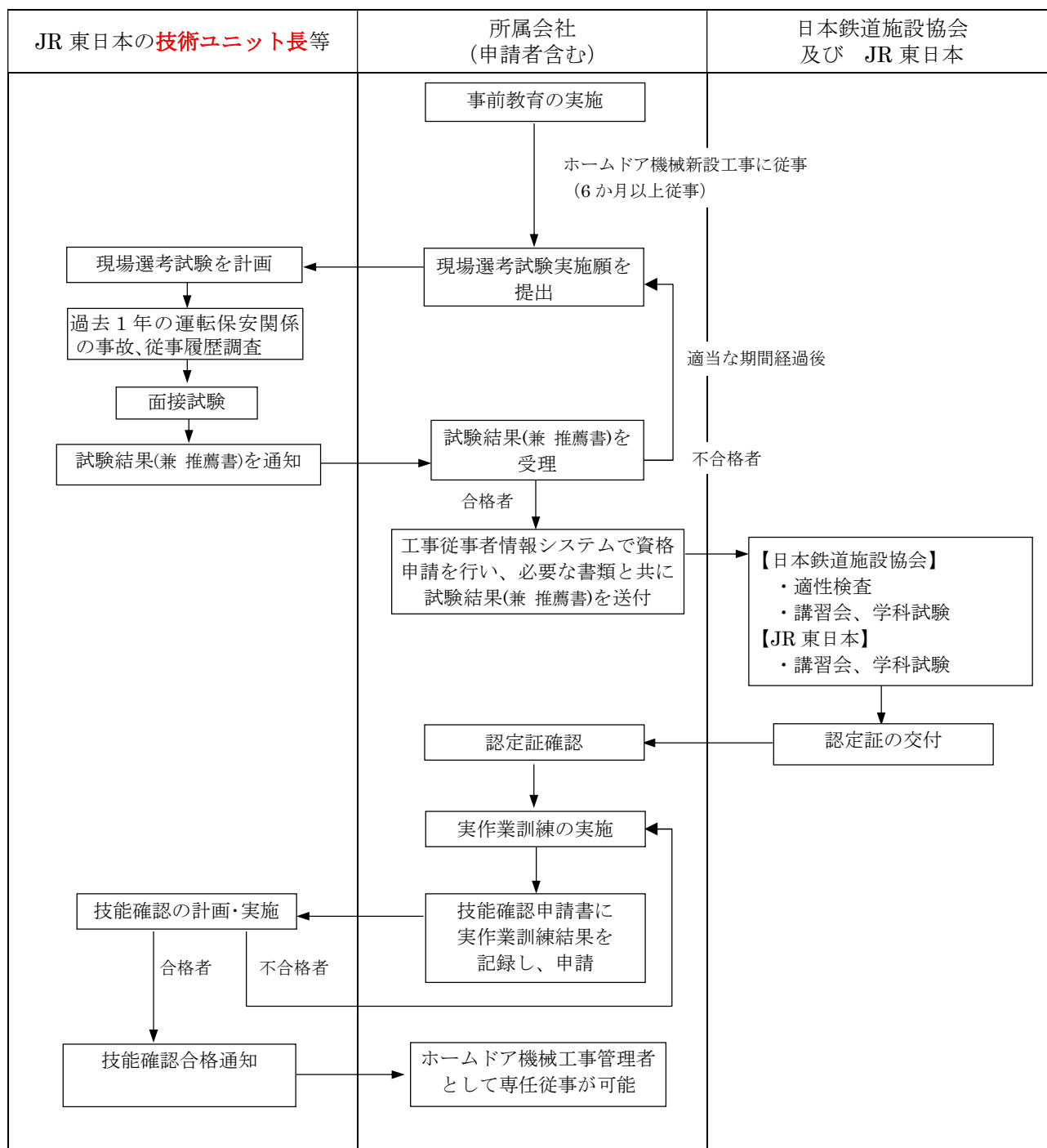
資格申請者又はその所属会社は、別に指定する様式（JR 東日本の**関係技術ユニット**より受領）を推薦書として、資格認定講習会の申請書に添えて当協会に提出してください。

(2) 実作業訓練について

ホームドア機械工事管理者の認定証の交付を受けた資格者は、実作業訓練を経て、実作業検定試験の合格までは単独で当該業務に従事することができません。

実作業訓練は、所属する会社の経験豊富な資格者の指導の下で行うこととし、訓練は資格者の所属会社が自主的に計画して実施し、その実績を所定の用紙に記載して下さい。また、実作業検定試験については、資格者の所属する会社の申請により、JR 東日本が実施します。

ホームドア機械工事管理者資格の新規取得の流れ



ホームドア機械工事管理者資格の継続取得の流れ

